

**臨港地区内の分区における構築物の規制条例（改正案）
に対する 意見募集の実施結果について**

1 意見募集を実施した条例（改正案）

臨港地区内の分区における構築物の規制条例（改正案）

2 意見募集の実施状況

(1) 実施期間

令和6年7月16日（火）～8月15日（木）

(2) 意見の受付件数

1人 1件

3 意見の概要と四日市港管理組合の考え方

No.	意見の内容（要旨）	意見に対する四日市港管理組合の考え方
1	モーダルシフトの一環として、国内フェリー就航の話が出ていたかと思う。そのフェリー就航にあたっての、トラック・コンテナ置場として使用するのはいかがか。	今回の条例（改正案）は、現在、危険物置場等の建設はできない商港区の一部（脱炭素化推進地区内に限る）において、港湾脱炭素化推進計画の目標達成に資する施設の建設が可能となるよう、見直しを行うものです。 頂戴したご意見につきましては、今後、四日市港を活用したモーダルシフト導入検討の参考とさせていただきます。